

日本共産党の小田桐たかしです。通告に従い大きく3点お聞きします。まず大きな1、教育行政について、以下4点お聞きします。

まず(1)、男子中学生2名の事故死についてです。

はじめに9月16日、30日、市内公立校の男子中学生2名が、同一踏切で、命を失う事故が発生しました。日本共産党を代表し、この場をお借りして、ご冥福をお祈りするとともに、ご遺族、同校生徒のみなさん、教員各位へ、お見舞いとお悔やみを申し上げます。

10月19日、わが党市議団は、市長及び市教育長へ要請書を提出してきましたが、傷ついたり、失って良い命は一つもありません。このことを、全市民のみなさん、そして多感な時期を迎える中高生のみなさんに、改めて強く、申し上げるとともに、ぜひとも子ども達の健やかな成長と命を守り、支えあえる社会の実現に、特に私たち、大人、一人一人がもてる力をだし尽くすよう、呼びかけます。わが党も引き続き、全力を尽くす決意です。

そこでお聞きします。9月16日、30日、市内公立校の男子中学生2名が、同一踏切で、命を失う事故が発生した。ご遺族、同級生、教員等へのケアやサポート、再発防止等の取組み及び事故調査委員会による調査等について見解を求めます。

次に(2)、学生応援給付金についてです。

第3回定例会でも、わが党の高橋議員が取り上げましたが、感染が急拡大しているさなか、今年度で終わりというわけにはいきません。そこでまず、5月下旬から実施し、後期授業料の申請締切となった10月末までの間、相談件数、申請件数、支給決定件数、支給額、4千万円の事業費に占める執行率をお聞きします。さらに国の緊急事態宣伝の発令云々にかかわらず、修学を守るためにスタートさせた学生応援給付金制度は、感染の収束が見られなければ、次年度も引き続き継続させるべきと考えますし、来年度入学する高校3年生も受けられる制度改正が必要と考えますがどうか、お答えください。

次に(3)、本市の修学資金貸付制度についてです。本市では、看護師等修学資金貸付金及び保育士修学資金貸付制度があります。まず、この2つの制度の利用状況、事業予算に対して穂執行状況、実施する中での課題や学生からの要望をお聞きします。

全国でもまれにみる人口増加の本市で、不足しがちな人材をいち早く確保していくことは将来を見据え、本市にとって課題の一つです。また経済的理由から学費の工面が大変なケースが相次いでいる学生の学業およびそれらに付随する交通費や専門書購入など経費に対する支援は、学生の願いとも合致します。そこで、この2制度は統合・拡充し、必要な他職種人材の確保とともに地元生徒の夢を後押し・応援できる制度にすべきと考えますがどうか、お答えください。

次に(4)、特別支援学校への設置基準の策定及び略称、義務教育標準法(1クラス40人(小学1年のみ35人))の改正も視野に入れた少人数指導体制の整備を来年度予算要望

の「事項要求」に盛り込むなど文部科学省の取組みについてお聞きします。

ちなみに、本市議会では、「小中学校における少人数学級に向けた教育改革を求める意見書」は今年第3回定例会において全会一致で採択され、「特別支援学校の設置基準の策定等を求める意見書」は、2018年第3回定例会で賛成多数で採択され、当時の衆参議長及び総理大臣をはじめとする政府の各要人へ提出するなど、市議会としては立場を明らかにしています。そこで、教育長としての受け止めをお聞きします。またそもそも、長く教育現場に身を置かれてきた経験から、特別支援学校への設置基準策定や少人数指導の整備について現場の教員や保護者ではどのように受け止めているのか、見解を求めます。

次に大きな2、市税については2点お聞きします。

まず(1)、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市税の対応について、問い合わせや納税猶予等の相談が、全国的にも相次いでいるとのこと。そこで、本市の状況についてお聞きします。市税納付相談について前年度との比較や、4月と直近での比較した場合、どのようなコロナの影響が納税相談窓口等で表れていますか、確認します。

また徴税猶予等、現行法制度はもとより、政府通知を生かせば暮らし・営業を守る取り組みが可能ですが、その取り組み状況について答弁を求めます。併せて、固定資産税について市民から2点、問い合わせが来ています。1つ目は、「流山市のテナント支援協力金や経済産業省の家賃支援給付からは漏れてしまう人はどうすればいいのか。家兼店舗でお店や事業所をやっている自分のような事業所への支援もやってほしい」「家兼店舗だから、この経済状況でもなんとかやっていけるのに、支援が不十分だ」との声に対しては固定資産税の納税猶予等を生かした積極的対応が必要ではないでしょうか、お答えください。2つ目は、医療・介護事業所では、大幅な収支悪化のもとで、「支援が不足する一方で、固定資産税の支払いまでも厳しい」とのことです。今、目の前にある命を守る防波堤としての大奮闘を固定資産税でも大収奪するのが政治の役目ではないはずですが、以上、当局の答弁を求めます。

次に(2)、法人市民税法人割についてです。

法人市民税法人割の法律上の制限税率…つまり超過課税について、わが党は、歴代市長が継続させている庶民泣かせの最たる重税と位置づけ、非常に重要視し、繰り返し是正を求めてきました。私自身、市議会ホームページの会議録検索によれば、2010年(平成22年)第3回定例会の一般会計決算特別委員会から取り上げていましたから、10年目です。そこでまず確認します。法人市民税法人割は、簡単に言えばどういう事業者に対する税金で、標準税率は何%であるものが、本市では超過課税率として何%を毎年、納税して頂いているのか、この制度は導入から何年が経過し、現在、千葉県内で実施している自治体数のうち、資本金や従業員数などは加味せず、すべての対象事業所に超過課税を一律にも徴税させている自治体は本市を含めいくつの自治体あるのですか、令和元年度はいくつの事業者から、いくらの税収があったのか…改めて制度の実態を確認します。

あわせて、戦後最悪の経済的落ち込みが現瞬間起きているもとの、いよいよこの超過課税を中小零細事業者にまで押し付ける根拠はありません。少なくとも資本力や従業員数が小さい中小零細事業者に対する法人市民税法人割の超過課税は標準課税（影響額：対象は4号法人へ改めるべきではないか、見解を求めます。

最後に大きな3、来年度予算編成方針についてお聞きします。財政運営の厳しさは本市だけに限ったことではありません。今大切な事は、市民の命と暮らしを守りきる確固たる構えと、政策判断や政策の優先順位を誤らないために、あらゆる手を尽くすことと捉えています。一方で、現状では市長マニフェストに対する課題…挙げればいろいろありますが、昨年、「松が丘地区のふるさと公園の緑地保存」というマニフェストをめぐる、計画がとん挫し、市長は謝罪しました。次に、「常磐道 IC 付近へのハイウェイオアシス構想」というマニフェストでは、2014年、H26年2月、市長が策定・改訂した『農業振興基本指針』に記述された「良好な生産環境が維持されているため、将来にわたって保全に努めます」という地域が丸々含まれており、マニフェストを優先すれば指針の書き換えがひつようとなります。市長自ら策定した指針が優先となれば、マニフェストの破綻となります。そのほかにも挙げればきりがありません。そこで、次年度に向けて市長の市政「経営」には大きな改革が必要と捉えているが、市長の見解をお聞きします。